

# 中間前金払制度の導入について

令和2年4月1日

芝山町では、建設業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、受注者の資金調達の円滑化を通じて公共工事の適切な施工が確保されることを目的として、中間前金払制度を導入します。

中間前金払制度とは、当初の前金払（請負代金額の4割以内）に加え、工期半ばで請負代金額の2割以内を追加して支払う前金払の制度です。

## 1 対象工事

1件の請負代金額が100万円以上の土木建築に関する工事。

## 2 中間前払金の割合

請負代金額の2割以内。

※当初の前払金と合わせて請負代金額の6割が上限となります。

## 3 支払要件

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 当初の前払金が支出されていること。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- (4) 工事の進捗出来高が請負代金額の2分の1以上に達していること。

※契約当初に提出する「中間前金払と部分払の選択に係る届出書（別記第1号様式）」により「部分払」を選択した場合は、中間前払金は申請できません。

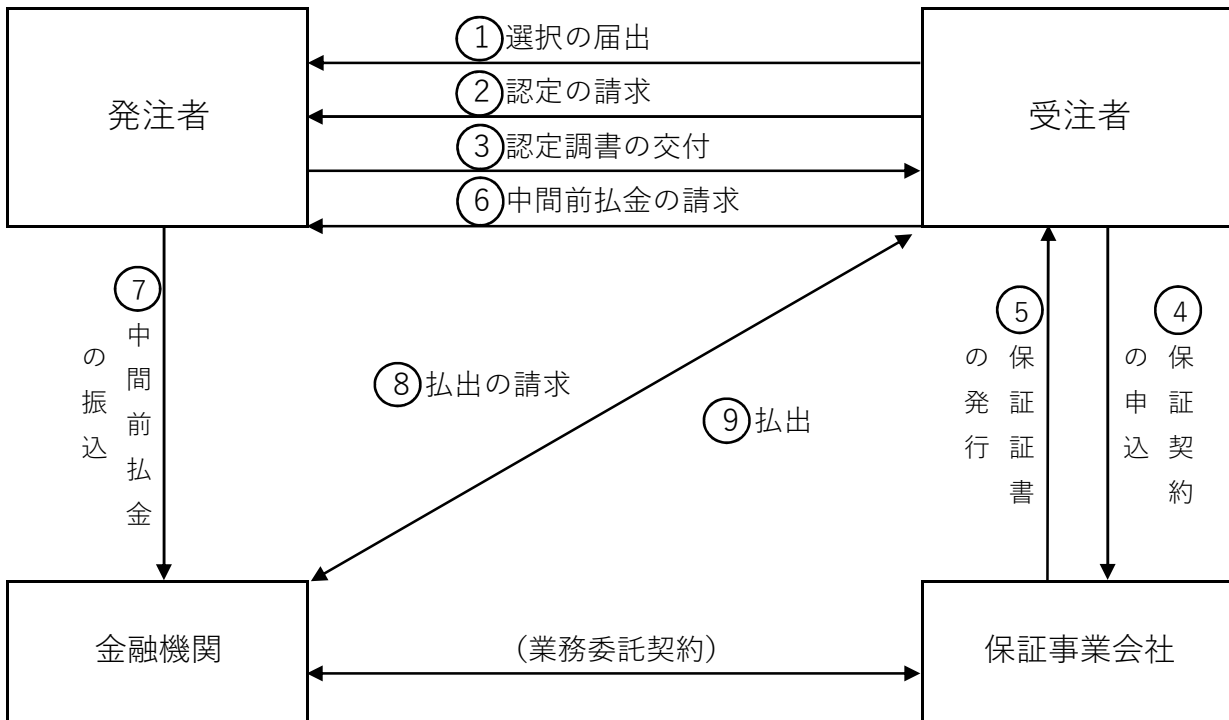
## 4 適用日

令和2年4月1日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

## 5 関係基準

芝山町公共工事に要する経費の前金払等取扱要領（令和2年4月1日施行）

## 中間前金払に係る手続きの流れ



### (1) 選択の届出

契約締結時に「中間前金払と部分払の選択に係る届出書(第1号様式)」で中間前金払を選択してください。

※・選択の届出は中間前金払及び部分払の両方が対象となる工事の契約の場合のみ提出の必要があります。

・部分払を選択した場合は、中間前払金の請求はできません。また、選択の変更はできません。

### (2) 認定の請求

受注者は、事業担当課に「中間前金払認定請求書(第2号様式)」を提出してください。

### (3) 認定調書の交付

事業担当課は、7日以内に「中間前金払認定調書(第4号様式)」を受注者に対し交付します。

### (4) 保証契約の申込

受注者は、保証会社に対して中間前払金保証の申込みを行ってください。

### (5) 保証証書の発行

保証事業会社は、書類確認等の審査後、中間前払金の保証証書を受注者に対して発行します。

### (6) 中間前払金の請求

受注者は、任意様式により、事業担当課へ中間前払金を請求してください。

### (7) 中間前払金の振込

事業担当課は、請求を受けた日から14日以内に受注者の指定する金融機関に中間前払金を振込みます。

### (8) 払出の請求、(9) 払出

受注者は、必要書類を金融機関に提出し、中間前払金を払い出します。